

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時
平成24年10月10日（水曜日）
午前10時2分開会、午後0時20分散会（うち休憩午前11時44分～午前11時50分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、
及川幸子委員、佐々木順一委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、
八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、
細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、
菊地砂防災課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、遠藤都市計画課まちづくり課長、
伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、
吉田建築住宅課営繕課長、川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 議案
ア 議案第1号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
第1条第2項第1表中
歳出 第8款 土木費
第11款 災害復旧費
第6項 土木施設災害復旧費
第3条第3表中
1 追加中6～10

2 変更中 7～12

- イ 議案第8号 平成24年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第9号 平成24年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- オ 議案第44号 県道の構造の技術的基準等を定める条例
- カ 議案第45号 県立都市公園条例の一部を改正する条例
- キ 議案第46号 流域下水道条例
- ク 議案第47号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第51号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情

受理番号第57号 主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願

9 議事の内容

○**嵯峨耆朗委員長** おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費及び第11款災害復旧費第6項土木施設災害復旧費並びに第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中6から10まで及び2変更中7から12まで、議案第8号平成24年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号平成24年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上4件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原副部長兼県土整備企画室長** 議案（その1）の1ページをお開き願います。初めに、議案第1号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

続きまして、5ページをお開き願います。8款土木費は76億4,306万3,000円の増額補正であります。6ページに参りまして、11款災害復旧費、6項土木施設災害復旧費は49億3,786万円の増額補正でありまして、これらを合わせますと県土整備部関係の補正予算は125億8,092万3,000円を増額しようとするものであります。

それでは、主要な事業について御説明をいたします。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書で御説明をいたします。予算に関する説明書の55ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項を中心に御説明申し上げますので御了承願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の償還金は、国庫補助事業の精算に伴う返還金について所要額を補正しようとするものであります。

3目建築指導費の建築事務費は、建築確認に関する業務について、所要額を補正しようとするものであります。

56ページに参りまして、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費は節間の補正であり、2目道路橋りょう維持費の道路環境改善事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を補正し、道路災害防除や橋梁の補修、補強などの取り組みを推進しようとするものであります。道路維持修繕費は、道路の凍上災に係る災害復旧事業と一体となった道路舗装の補修等に要する経費を補正しようとするものであります。

57ページに参りまして、3目道路橋りょう新設改良費の地域連携道路整備事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を補正し、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、復興支援道路等の整備を推進しようとするものであります。

58ページに参りまして、3項河川海岸費、1目河川総務費は節間の補正であり、2目河川改良費の三陸高潮対策事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を補正し、水門や防潮堤の整備を推進しようとするものであります。

59ページに参りまして、3目砂防費の砂防事業費等は、国庫補助金の内示に伴い減額補正しようとするものであります。

60ページに参りまして、4目海岸保全費の海岸高潮対策事業費及び津波危機管理対策緊急事業費は、国庫補助金の内示に伴い所要額を補正しようとするものであります。

6目河川総合開発費の築川ダム建設事業費及び津付ダム建設事業費は、いずれもつけかえ道路の事業進捗を図るため、所要額を補正しようとするものであります。

62ページに参りまして、4項港湾費、1目港湾管理費の港湾統計調査費は、国からの受託費の確定に伴い所要額を補正しようとするものであり、2目港湾建設費の港湾高潮対策事業費は、国庫補助金の内示に伴い減額補正しようとするものであります。

63ページに参りまして、5項都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画調査費は、開発許可申請の審査事務に係る経費を補正しようとするものであり、2目街路事業費の緊急地方道路整備事業費は、国庫補助金の内示等に伴い減額補正しようとするものであります。

65ページに参りまして、6項住宅費、1目住宅管理費の生活再建住宅支援事業費補助は、市町村の補助見込み額の増に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

2目住宅建設費の公営住宅建設事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして79ページをお開き願います。11款災害復旧費、6項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費の河川等災害復旧事業費は、道路の凍上災及び豪雨災害による復旧費用について所要額の補正をしようとするものであります。

2目港湾災害復旧費の港湾整備事業特別会計繰出金は、港湾整備事業特別会計において、震災により被災した施設の復旧事業費を増額補正することに伴い、一般会計からの繰出金

を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして、8ページをお開き願います。8ページの第3表債務負担行為補正、1追加のうち県土整備部関係は、事項欄の6三陸高潮対策事業から10津付ダム建設事業までの5事業であります。これら工期が翌年度以降にわたるものについて、事業期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、9ページに参りまして、2変更のうち県土整備部関係は、事項欄の7道路環境改善事業から10ページの12港湾災害復旧事業までの6事業であります。これらは工期が翌年度以降にわたるものについて、国庫補助金の内示等に伴い、事業期間及び限度額を変更しようとするものであります。

次に、30ページをお開き願います。議案第8号平成24年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,222万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億396万3,000円とするものであります。

31ページに参りまして、歳入の内訳であります。5款繰越金、1項繰越金は、前年度の事業費の確定により所要額の補正をしようとするものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入は、事業の受託に伴い所要額を補正しようとするものであります。

32ページに参りまして、歳出の内訳でございます。1款流域下水道事業費、1項流域下水道管理費は、繰越金の補正に伴い維持管理費の所要額を補正しようとするものであり、2項流域下水道建設費は、受託事業の実施に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、33ページをお開き願います。議案第9号平成24年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億1,801万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億7,813万6,000円とするものであります。

34ページに参りまして、歳入の内訳であります。3款繰入金、1項一般会計繰入金は、震災により被災した施設の復旧事業費の一部を一般会計から繰り入れしようとするものであります。

5款諸収入、1項雑入は、港湾施設使用料に係る過年度支払未済金について、指定金融機関から一旦歳入に収納しようとするものであります。

それから、6款県債、1項県債は、施設の災害復旧事業費に係る地方債の借り入れであります。

35ページに参りまして、歳出の内訳であります。1款事業費、1項港湾施設整備費は、震災により被災した埠頭用地等の港湾施設に係る災害復旧事業に要する経費等について、所要額を補正しようとするものであります。

36ページに参りまして、第2表地方債補正の変更であります。これは先ほど歳入の内訳で御説明した県債の増額補正に伴い、被災の限度額を補正しようとするものであります。

次に、建設事業に要する経費の一部を負担させる議案について御説明申し上げます。43ページをお開き願います。議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成24年3月21日に議決をいただいた土木関係の建設事業に係る市町村の負担金について、建設事業に要する経費の額の変更に伴い、表に定めるとおり、地域道路整備事業の項中、野田村の負担金を945万円に変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。

○**佐々木朋和委員** ありがとうございます。それでは、まず初めに、生活再建住宅支援事業費補助についてお伺いしたいと思います。きのう小野寺好委員からも復興局についての質問でありましたが、一関市において不足分が出ておまして、今受け付けている分、予算を超える分は、仮受け付けという形で事務のほうも滞っており、住民の皆さんにも御迷惑をかけているところでもあります。今回の補正予算については、本年度3月までを見込んでの予算なのか、この先補正をかけなくても済むようになっているのか、確認の意味で最初に伺いたいと思います。

○**澤村建築住宅課総括課長** 補正額につきまして、市町村の要望あるいは今後の見込みを踏まえまして、県全体で6億8,965万円を計上しております。今後の見込みも踏まえた数字で考えております。

なお、一関市に係る配分につきましては、当初2億4,405万円でございますけれども、今回2億5,494万円の増額をしようと考えております。

○**佐々木朋和委員** ありがとうございます。確認ですけれども、一関市においては平成24年度の決算見込みとして、補修分876件と、来年度は同じぐらいと見込んでいるようですが、その分までを見て、今後滞りなくいくようにということでしょうか。

○**澤村建築住宅課総括課長** そのように考えております。

○**佐々木朋和委員** ありがとうございます。これについては来年度も予算、事業が予定されておりますが、今回滞りが起こったということで、事務のほうもこれから年末にかけて一気にやらなければいけないし、また住民の皆さんも受け取りについてばらつきが出て不満があるようですので、今回このようになった原因と、また来年度このようなことがないようにするにはどういう方法があるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○**澤村建築住宅課総括課長** 今回の不足につきましては、本事業が昨年12月から開始したものでございまして、なおかつ遡及適用とあって、発災以降に工事したのも受け付けるということで、過去に行った部分がどれぐらい集中して申請が出てくるかという読みがなかなかきつくて、その辺を読み間違えた部分はあると考えております。

来年度以降は、ことし1年分の実績が、大体出ますので、それを踏まえまして、不足が出ないような形で予算を確保するとともに、早目に市町村の申請状況を把握しまして、流用等の措置ができるよう、あるいは必要であれば補正を要求するというようなことで対応したいと思っております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。一関市においては、壊れた部分の建物の申請分が半分だと。今年度は半分だというふうに決算の見込みを件数を出して、掛ける何割と金額のほうも出してくれとやっていたようです。私としては、そのようなところがあるのであれば、基金がもとになっていることもありますし、やはりトータル1年の分で考えながら予算措置をしていただきたいという思いがありますので、来年度は滞りのないようにならざるようお願いをしたいと思います。以上です。

○澤村建築住宅課総括課長 委員おっしゃるとおり、来年は滞らないように予算を措置したいと思います。よろしくお願いします。

○及川幸子委員 9月9日にNHKで、復興予算19兆円の追跡という番組が報じられておりまして、私もびっくりしました。何人かの方もごらんになったと思うのですが、復興予算19兆円がいろんなものに使われている実態を知りました。そういう中でお聞きしますが、ただいま説明の中で復旧、復興という言葉が使われておりましたが、この復興支援道路に対する考え、そして取り組みはどうだったのかお伺いしたいと思います。

○高橋道路建設課総括課長 復興支援道路の取り組みについてでございますけれども、現在国では三陸沿岸道路などの復興道路の整備を三陸沿岸地域の一日も早い復興を図るためのリーディングプロジェクトとして、かつてないスピードで進めているところでございます。また、県では信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、復興道路を補完する、内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路、それから横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、県の復興計画におきまして、復興支援道路として位置づけ、交通隘路の解消や防災対策、橋梁の耐震化等を推進しているところでございます。

○及川幸子委員 一生懸命取り組まれているのはわかるのですが、そういう中で予算が要求したとおりに来なかったと思うのです。そしてまた、この間の番組では、国立競技場など被災地以外に予算が使われていたのが何と205件もありまして、驚くべき実態を知ったわけでございますが、県として復興予算の確保をどのようにされてきたのかをまずお伺いいたします。

○及川企画課長 県の復旧、復興に関する予算の確保についての取り組みというところでございますけれども、まずは国に対して、復旧、復興の着実な推進のために、平成24年度、平成25年度要望も含めて、政府予算要望に注力しているところであります。具体的には、被災地のまちづくりや災害公営住宅整備、津波の浸水区域を対象とする復興交付金事業につきましても、今回大量に申請をいたしますけれども、具体的にまちづくりの連携道路整備事業を含めて、所要の額を確保するというところで、順次申請手続を行っているところで

す。

それから、先ほどもお話になった復興支援道路関係につきましては、社会資本総合整備交付金の復興ということで、その裏負担が基本的には特別交付税措置されるということで、地方負担がない形になります。その活用を本県として重点的に要望しておりまして、継続的な予算措置、それから県道として、その復興支援道路——今回の立丸峠なんかもそうですけれども、そういったものが着実に推進できる枠と制度的な担保を精力的に要望しておりますし、今現在も引き続き要望しているところです。そういった一連の取り組みを含めて、着実な予算確保に今後も努めてまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 要望箇所がたくさんあると思うのですが、政府に向けて行動を起こしているということですが、要望箇所に対して県としてはどの程度見込まれたのかをお伺いしたいと思います。要望箇所を見て、実際どの程度できたのか。

○嵯峨竜朗委員長 予算確保という意味ですね。

○及川幸子委員 そうです。

○高橋道路建設課総括課長 道路整備についてということによろしいでしょうか。

○及川幸子委員 はい。

○高橋道路建設課総括課長 そうしますと、県では、復興支援道路、それから復興関連道路というのもございます。復興関連道路というのは、三陸沿岸部の水産業の振興等を支援する道路という形で位置づけているものがございますけれども、この復興支援道路と復興関連道路、それからまちづくり連携道路整備事業という、被災地域のまちづくりと連携して行う道路整備事業、これは復興交付金事業で措置してやっていこうという事業でございます。これらの箇所につきましては、今おおむね震災復興の特別交付税の措置される事業で実施できるような形で取り組んでいるところでございます。

○及川幸子委員 最後に部長にお聞きします。おおむねということでしたので、被災地の方々には大分見えてきたと思うのですが、何度被災地に行ってもまだまだ変わらないという様子がかがわれます。予算がないのではないかと私は思うのです。この19兆円がほかのものに随分使われておりますが、部長もそれは御存じですよね。そういう中で、今後政府に対してどの程度の活動をなさって、声を大にしていくのかを最後にお聞きしたいと思います。

○若林県土整備部長 NHKの特集を見たときには、そういうところもあるのだと思いました。道路関係では全国防災という枠を設けまして、関連してそういう防災面に力を入れていこうというものはもう既にうたわれていましたから、一部はあるなどは思っておりましたけれども、国立競技場などはちょっと思いもよりませんでした。それを受けて復興大臣は来年度は復興予算についてきちんと見ていこうということもあって、あとはうちで一番大事なのは、社会資本総合整備交付金という復興枠というのが一応確保されております、これについて非常にメリットがあるということなものですから、その枠の確保を引き続き強力に働きかけていきたいと思っております。これは被災3県が共通していますので、

実は被災3県の3部長で国土交通省にもお願いをした経緯もありましたので、引き続きその枠の確保を平成25年以降も働きかけていきたいと思ひまして、その復興予算の確保を重点的な課題として取り組んでまいりたいと思ひます。

○高橋孝眞委員 災害公営住宅の関係なのですけれども、平成25年度に入居予定とある部分が、現在も用地測量を準備中と、こういうのが県内で十数件あるわけですが、これはどのような理由で進まないのか。測量しているのだけれども、最終的に終わらないのだという意味合いなのかどうか。その辺からまずお聞きしたいし、予算化され、増額しているわけだけれども、準備中だったら予算措置する必要はないのではないかと考えられるわけだけれども、その点についてお願いします。

○吉田営繕課長 災害公営住宅の土地の確保については、進んでいないという御批判を浴びておりますけれども、その要件としましては、いわゆる被災地が浸水したということ、建設可能な用地が仮設住宅等に使われている、それから民有地につきましては、沿岸部では土地を手放したくないというのがありまして、なかなか適地が見つからない。それで、今まで不動産業界などにも声をかけまして場所を探しておりますが、候補に挙がったところを見に行きますと奥のほうで、市町村と協議しますと、そこに建てても入居が見込めないとか、いわゆる地域的なバランスがなかなかとれないということで、候補地がなかなか確保できないということでもあります。

それから、候補地が決まって内諾を得て測量を始めますけれども、地権者が多数になっていまして、測量を始めるにしても全員の同意をとるのに時間がかかると。

それから、測量が終わり、不動産鑑定による価格で交渉を始めていますけれども、その価格について近傍の情報等で民間と比較されて、なかなかすぐに承諾を得られないという事例が発生しております。

そういう状況でおくれていますので、今後とも適地を見つけながら、地道に交渉を進めたいと考えております。

○高橋孝眞委員 ということは、平成25年に入居を予定していると言ひながらも、無理だと考えられるわけですか。

○吉田営繕課長 現在工事が始まっている、契約を結んでいるところが3地区ございます。これにつきましては、平成25年度に建物が完成しますので、平成25年度からの入居は行われるということでございます。

○高橋孝眞委員 そうすると、準備地区という場所については、平成25年は無理だという判断をしているのかどうかということでもありますし、そういうふうにより取得が難しかったら、どうして建てなければいけないのか。難しい場所には建設する必要はないのではないかと思ひするのですけれども。洋野町では4戸となっているのですけれども、4戸を必ずそういう場所に見つけていかなければいけないという根拠はどこから出てくるのですか。場所がないのだったら諦めて別の場所につくると言ひて同意をもらうほうがいいのではないかと思ひするのですけれども、どうなのですか。

○吉田営繕課長 用地の確保について、洋野町、野田村、田野畑村、岩泉町についてはほぼめどがついているということで、宮古市以南の被災者の多いところについて、用地の確保が難しい状況です。それで、委員御指摘のとおり、候補地で内諾が得られないところについては、関係市町村の担当と協議しながら別の場所をあっせんしていただいて、候補地を順次選定している状況でございます。

現在準備中のところにつきましては、測量を準備しておりますので、年度内には発注して用地交渉ができると思います。その後、設計に大体4カ月程度かかりますので、その後発注ということで、規模が小さい場合においては平成25年度中の完成も一部見込めるということで考えております。

○高橋孝眞委員 ということは、平成25年度は予定どおり進まれるのだと思いますので、よろしく願い申し上げます。

もう一つは、土地収用法の関係で若干出ていましたけれども、災害公営住宅を建てる際の部分で、土地収用法を適用できるような内容、場所があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○勝又住宅課長 災害公営住宅の建設については、土地収用法の適用はありませんので、これは任意での購入ということになります。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

ついでにちょっと確認したいのですけれども、復興道路の財源の中で、県単分の予算の確保はめどが立っているのですか。

○及川企画課長 国の直轄で進められているいわゆる復興道路については、直轄事業負担金というのが従来から伴う制度になっていましたけれども、今回の震災関連で、その直轄事業負担分につきましては、震災の特別交付税ということで、実質その地方負担分を特別交付税措置で負担していただいているので、ゼロという形になります。

〔「予算は計上しているのですか」と呼ぶ者あり〕

○及川企画課長 予算は計上しています。

○嵯峨耆朗委員長 そうしたことなののですけれども、来年度以降の見込みは立っているのかということなのです。

○及川企画課長 今回の復興庁の予算要求、概算要求を見ますと、基本的には従来と変わらないということで要求はしております。ただ、まだ概算要求段階ですので、その後そういった特別交付税措置の裏打ちも含めてきちんと担保されるかというのは、注意深く見ていかなければいけないと思います。

○嵯峨耆朗委員長 できれば単年度ではなくて、5年ぐらいとか、できるまでという、全部見るまでならいいという気がするので、ぜひ要望していただきたいと思っています。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号県道の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川道路環境課総括課長 初めに、議案第44号、議案（その2）でございますが、県道の構造の技術的基準等を定める条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の455ページから479ページまででございます。便宜、お手元に配付しております資料によって御説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。まず、1の制定の趣旨でございます。いわゆる地域主権改革一括法の施行により、道路の構造の技術的基準等で条例に委任された事項について定めようとするものであります。

次に、条例案の内容ですが、（2）から（4）までに記載しておりますとおり、道路の構造の技術的基準、道路に設ける道路標識の寸法、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、いわゆるバリアフリーです。これらの三つについて定めようとするものであります。

なお、条例で定める場合、政令や省令で定める基準を参酌して定めるとされておりますが、政令、省令で定められている基準は必要に応じて弾力的に運用することが可能であること、また県が管理する国道は国の基準が適用となりますことから、国道と県道と同じ基準とすることで、接続する道路の安全性が確保されることなどの理由から、いずれも政令、省令で定める基準とおりの内容とするものであります。

以下、主な内容につきまして、2ページ以下の参考資料により御説明させていただきます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。まず、第2章、道路の構造の技術的基準についてですが、第4条は車線の数、幅員について定めようとするものであります。大まかに申し上げますと、車線を2車線とするか4車線とするか、あるいは車線の幅員をどのようにするかについての基準を設けるものであります。具体には道路が地方部にあるか都市部にあるか、また平地部にあるか山地部にあるか、さらに1日当たりの計画交通量はどれくらいかなどによって定まるものでございます。

次に、3ページ以下、第5条から第45条まで、同様に道路の構造の技術的基準についての規定であります。いずれも現在の国の基準と同様に定めようとするものであり、これまでの取り扱いと異なるところはございません。なお、弾力的に運用できる特例規定を設

けており、例えば山間部等の交通量の少ない地域においては、1車線や待避所設置等を組み合わせた、いわゆる1.5車線の道路整備も可能としているところがございます。

次に、資料の8ページをお開き願います。第3章、道路に設ける道路標識の寸法についてですが、案内標識、警戒標識及びこれらに附置される補助標識の寸法の基準について定めようとするものであります。第46条の解説をごらん願います。こちらにそれぞれの標識の例をお示ししております。なお、条例で定めるものは、これらの標識の寸法の基準についてのみであり、設置基準や様式については全国で統一されているものであります。また、参考として記載しております規制標識や指示標識は、道路交通法に基づき、主として公安委員会が設置するものであり、今回の条例の対象外とされております。

次に、第4章、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準についてであります。いわゆるバリアフリー法の対象となる特定道路の新設、改築する場合の基準を定めようとするものであります。特定道路とは、国土交通大臣が指定されたものが対象となりますが、本県では盛岡駅、一ノ関駅周辺の2カ所が該当となります。第47条から第57条までは、これら特定道路を新設する場合における歩道、立体横断施設、乗合自動車の停留所、いわゆるバス停等の基準について定めようとするものであります。

最後に、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。3、施行期日等についてであります。平成25年4月1日から施行するとともに、所要の経過措置を設けようとするものであります。なお、条例案の作成に当たりましては、関係する道路管理者に意見照会を行うとともに、パブリックコメントを実施し、基準策定に当たっての検討材料としたところでもあります。

以上で、県道の構造の技術的基準等を定める条例の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**及川幸子委員** 説明の中で、ふと疑問に思いました。新しく道路を新設または改築する場合におけるということはわかるのですが、これからの部分については安全だと思えますが、今まで歩道がなくて交通事故が多いところがたくさんあると思うのです。今まで要望が出てきている部分については、すごく山積みですよね。そういうのも積極的に改良されるお気持ちでしょうか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○**細川道路環境課総括課長** 今の特定道路につきましては、新築、改築が該当する道路でございます。この条例の中においても、現在ある道路についても、この基準に沿うように努めるということが設けられております。それから、特定道路以外の我々が管理する国道、県道におきましても、歩道、交通安全の確保という観点からは、さまざまな対応をしながら確保してまいりたいと考えてございます。

○**及川幸子委員** そういうことをおっしゃるのはわかるのですが、新しい条例というのは、これからですから飛びつきやすいと思うのです。でも、今まで多くの要望がある

中で、予算が少ない中で、一体どのように要望を受けながら、そしてまたかつ、新しい部分についての条例に取り組んでいくのか。それを国などに求めたことはありますか。今までではどうなのだと、今までの道路は、大変な状況の中で、その予算措置もするのかということをお聞きになったことはありますか。

○細川道路環境課総括課長 一つは交通安全の確保につきまして、現在通学路など、そういうところを一生懸命にやっておると。今回歩道がないところでの交通事故が多発しているということを踏まえ、学校や警察の方々と一緒にそういう危険箇所の点検をし、その中から対策を検討していこうということで今進めているところであります。

その中で、両側にきちんと分離された歩道が直ちにできれば大変よろしいわけですが、場所によっては住宅地等々がございまして、そういうようなところについては少し暫定的な、歩行するところの色分けをして車両に注意喚起をすとか、そういった対策もあわせて進めていきたいと考えております。

それから、国への要望ということでございましたが、今般の国の概算要求等々を見ましても、今回のそういう交通安全の緊急的な点検を受けて、いろんな対策をするということがうたわれておりますので、私どもも関係する機関——教育委員会や警察等々と連携して進めてまいりたいと思います。

○若林県土整備部長 ちょっと補足をします。御心配ごとが県の条例によって何か変わるのかということですが、基本的に何も変わりません。地域主権改革一括法で、国で一応いろいろ政令や省令などでやってきたのだけれども、参酌すべき基準というのを設けて、それはある程度、県というか管理者が責任を持ってよという流れなのです。ですから、今回の参酌すべき基準というのは、独自基準は道路ではほとんど設けていませんので、何も変わりません。

ただ、歩道に関して、今までも大変多くの要望をいただいておりますので、これは順次、優先順位を決めざるを得ないのですけれども、それは粛々と進めていきたいなと思っておりますし、今回事故が発生をして、いろいろ緊急点検をしたという新たなことも加わりましたので、これも加味しながら通学路、それから歩行者の安全について、きちんと確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○及川幸子委員 部長、やっぱりこれは変わらなければだめだと思います。変わらないと思われているのは確かでしょうけども、やっぱり今までの道路がどうなのかということを見つめ直して、さらにこの条例ができるのならいいのですけれども、ぜひ国において、こういう部分は大切だと思うけれども、今までの道路は危険なところがいっぱいあるということをつけ加えて要望していただきたい。そういう気持ちで申し述べました。以上です。最後に部長、もう一回。

○若林県土整備部長 今回教育委員会、警察、道路管理者で一体に取り組みますので、これは一つの新たな流れだということも踏まえて、国に強く要望してまいります。

○小野寺好委員 何も変わらないと。前に歩道を自転車が通ってもいいという場合に、歩

道から道路に交差して、また歩道に行くときに、2センチメートルぐらいの段差があるのはどうなんだと、もっとスムーズに行けるようにあの段差をなくしたらどうだと言ったら、道路構造令でだめだと言われました。同じようなことが、例えば民間の家から道路に出るときに5センチメートルほどの段差がある場合に、ホームセンターからプレートを買ってきたら、これは違反だと、道路にこんなものを置いてはだめだと、すぐ撤去しなさいという建前ですよね。実際毎朝、毎晩車が出入りする場合に、一々ガタンガタンでは困るので、必要があつて買ってくると思うのですけれども、ああいう構造令というのがなくなったということなのですか。なくなって、各自治体でこういうのを決めた場合に、盛岡の道路と余り交通量のないところとの、そういう別な基準などが出てくるおそれはないのですか。

○細川道路環境課総括課長 今回の特定道路というのは、現在は盛岡駅前と一ノ関駅前でございます。これは乗客数が5,000人以上ということで指定されております。現在のところほかにそれを上回る場所はございません。

その中で、今2センチメートルというお話がございました。段差の高さにつきましては、目の不自由な方から見ますと、道路と歩道を区別するのに2センチメートルぐらいの段差があると認識しやすいと。これは実験等で国が一応の目標を定めたようであります。一方で、車いすや、お年寄りの方々から見ますと、段差がないというのはそのとおりでございます。その2センチメートルの段差の取り扱いについては、いろんな方々の意見を聞きながら定める必要があると考えています。今回は2センチメートルを標準とすると定めることとなります。これについては、従前からの取り扱いと同じでございますので、いろんな歩道整備に当たっては、こういったバリアフリーの考え方を提供しながら整備していきます。その際には、いろんな方々の御意見を踏まえながら、段差については考えていきたいと思っております。

道路構造令におきましては、車両と歩道を分離するというところでございまして、その段差については特に決めておりません。ただ、今回の条例の中の特定道路の部分については、規則で2センチメートルを標準としたいと考えております。

○佐々木順一委員 政令と省令ですよね。いわば政令は内閣で決めるものですよね、省令は各省で決めることでありますから。取り決め事が単に都道府県におりたという解釈でよろしいのですか。

○小野寺道路都市担当技監 佐々木順一委員のおっしゃるとおりでございまして、道路法の中で県道の構造について、この中で最も根幹をなす設計車両をどうするのか、建築限界をどうするのか、もう一つ、橋や高架橋の基準については県に委ねないで国の政令で決めますけれども、それ以外の部分については、県の条例に委任するという道路法の改正があつたということでございます。先ほど来お話に出ております参酌すべき基準というのが、道路の構造につきましては従来からありました道路構造令を参酌して決めるということで、県の管理する道路につきましても変わらないというのは、今まで基準としてきた道路構造

令のままを県の条例にするということでございます。そうすることによって、国道と県道が接続する部分においても、そこで何も基準が変わらず連続性が担保されるということでございます。

○佐々木順一委員 都道府県の関係ですから、市町村は基本的に同じなのでしょう。

○小野寺道路都市担当技監 県で定める条例は県が管理する道路についてでございます。市町村は市町村で条例を定めることとなります。これについては、1年以上も前から市町村と情報共有をしております。市町村は専ら県がどうするかということを目にしている形でございます。相当検討した結果なのですけれども、道路構造令と一切変えないということにつきまして逐次情報提供しております。市町村においてもそのようになる見込みでございます。

○佐々木順一委員 大変ですよ。震災で岩手県はいろんな仕事を抱えている、一方においてこういう事務的なものも全部詰めてやらなければならないと思いますので、県土整備部の職員の方には本当に同情するところです。

それで、部長、これは地方分権一括法の一環としてやったという専らの前提であります。どうですか、こういうのが本当に分権に値すると思いますか、率直に聞きます。

○若林県土整備部長 いろいろな物事の考え方があるのだと思います。地域主権で考えていく分野、それからいろんな項目が当然あると。何か今までの大きな流れは、社会資本に関しては、一応ナショナルミニマムというか、それでやってきたという部分があって、全国一律でまずやりましょうという流れでやってきたということ踏まえると、震災対応も抱えながら、今なぜというのはありますが、既に国会で決まった話ですので、これは対応しないと、逆にうちの価値が問われます。平成25年4月1日以降何も無い状態になりますので、これはやらざるを得ないということで、粛々と対応せざるを得ないとは思っております。いずれ決まったことですのでやらざるを得ないということできちんと進めていきたいと思っております。

○佐々木順一委員 最後に、やらなければやらないで、公務員として怠慢だということになり、県が批判を受けるわけであり。これはもう法律が決まった限りはやらなければならぬということであると思っております。最後に部長、どうですか、県土整備部から見て、本来地方分権ということを進めるという観点に立って、本当は何が一番やってもらえれば、みんなが望んでいる——県土整備部で望んでいることですよ、あるいは全47都道府県の県土整備部のスタッフのみんなが、本当に地方分権を目指すのであればこういうことをやりたいと、そういう参考的なものがあれば御披瀝いただきまして、質問を終わりたいと思っております。

○若林県土整備部長 岩手県の場合だと従来から自主財源が余りなくて、3割の中で国の補助金を主体に、幾らかでも地元負担が少なく整備を進めてきたという状況でありましたが、このごろ確かに交付金という制度に変わりつつありますけれども、やはり我々が一番欲しいのは、いろいろな施策を打つときに、我々が考え、自分たちで完結できれば一番い

いです。つまり権限を含めてですね。そうでないと、やはり補助金行政——交付金行政もあるのですけれども、今の段階ではまだまだ復興交付金にばかり、いろいろな社会資本整備総合交付金にばかり、国に伺いを立てて、そこから配分してもらおうという状況でありますので、我々が独自にきちんとした考えのもとに地域の要請、多様な要請がありますから、一枚岩でどんと切るわけにもいかないという状況もありますので、それについては、我々独自で対応できれば最も望ましい対応かとは思っております。

○高橋孝眞委員 先ほど及川委員への回答ですと、この基準に合致しないような道路が現在あるというような回答だったわけですが、問題がある道路があることを認識されているのですか。

○細川道路環境課総括課長 道路のいろんな場所で住宅が密集しているなどのところで交通量がふえたといういろんな状況に応じて、歩道が必要になってくる、バリアフリー化が必要になってくる、そういう場合においては、状況に応じて今の基準に合致しないところもございます。

それから、交通の流れ、ふえる、減る、そういった中で、今まで1車線でよかったものが2車線、それもまた広く必要だという、それはその時々状況に応じて変わってくるものですから、そういう意味で合致しないところはあると思います。

○高橋孝眞委員 合致しないことを認識して、万が一その認識している場所で交通事故等が発生した場合は、道路管理者の責任を問われると感じますけれども、その点はどうなのでしょう。部長にお聞きします。

○若林県土整備部長 今現状の中で、例えば歩道がないとか、幅員が狭いとかというところで交通事故が発生した場合、道路管理者として何かを問われるかということで、構造的にはないと思います。なぜかという、それは自分たちもそこを通っているわけですから、車両を運転する話なので、構造的にはないです。ただ、今問われているのは、管理の部分で、例えば路面は平坦でなければならぬものが、若干穴ぼこがあいて、そこが原因で事故になったとか、車両が傷ついたりとか、ガードレールが設置していなかったとか、そういう部分では管理面が問われるところはあるとは思っています。

○高橋孝眞委員 通学路で非常に安全が確保されていませんよと、しかしながら通学路として学校で設定しましたと。危険箇所であるということを県として認識をしながら、責任を問われないというのはおかしいような気がしますけれども、その辺はどうなのでしょう。再度です。

○若林県土整備部長 通学路の場合ですと、県央では今学校の重点的な通学路の部分で歩道をきちんと整備しましょうということにはしておりますけれども、従前から通学路の指定があっても、国県道もそうですけれども、国道自体もないところもありますけれども、そういうところを気をつけて歩く。それから、もし万一のときには、通学路として本当に危険なところはそれを回避するとか、違った私道とか市町村道をやってもらうというような扱いをしているという状況です。ですから、そこで例えば一つの交通事故が発生した場

合には、速やかにそれを解決する策を講じていくという形に現状ではなっています。

○**嵯峨耆朗委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第45号県立都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**渡邊都市計画課総括課長** 議案第45号県立都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の480ページから490ページまででございます。便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきますので、資料の10ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1番の改正の趣旨であります。地域主権改革一括法の施行によりまして、県立都市公園及び公園施設の設置に関する基準並びに特定公園施設の設置に関する基準で条例委任された事項について定めようとするものであります。なお、県立都市公園につきましては既に制定されております県立都市公園条例の一部を改正し、基準などを追加するものであります。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、（1）から（3）まで記載しておりますとおり、（1）につきましては県立都市公園の配置及び規模に関する基準、（2）につきましては公園施設の建築面積の基準、（3）につきましては特定公園施設の設置に関する基準、これら三つについて定めようとするものであります。

なお、条例で定める場合、政令や省令で定める基準を参酌して定めることとされておりますが、政令及び省令で定められております基準自体が必要に応じて弾力的に運用することができること、また既存の県立都市公園は現行の政省令に基づいて設置管理されておりました。これまでの基準を変更する必要性は認められないということから、政省令で定める基準どおりの内容とするものであります。

なお、基準のうち住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準につきましては、本県は政令で掲げてあります10平方メートルを上回っておりますことから、規定しておりません。また、都市公園の配置及び規模の基準であります街区公園、近隣公園、地区公園につつま

しては、主に市町村が設置するものでありますことから、県が主体となって設置する予定がないということで、これも規定してございません。

最後に、3番の施行期日等についてであります、公布の日からとしております。

なお、11ページと12ページに参考資料として、都市公園法の参酌基準と、県条例案の関係を整理したものを添付しております。

以上で県立都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**嵯峨老朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**及川幸子委員** 障がい者や高齢者に配慮した条例ということですが、この中には公園内の遊具については全然規定されていないのですか。

○**渡邊都市計画課総括課長** 遊具に関する危険防止というか、安全対策に関する規定はこの条例の中にはございません。ただ、最近随分遊具による事故が多発しているということで、国の所管課であります公園緑地景観課のほうからは、随時そういった注意喚起なり調査も含めて通知が来ているところでありまして、それらを県営の分と、それから市町村営分については関係市町村に通知して、その都度注意喚起を促しているといった状況でございます。

○**及川幸子委員** これはおかしいと思いませんか。高齢者や障がい者のほかに、公園というのは子供たちが集うところなのですよね。その子供たちが遊具によって事故を起こしているのがすごく多い中で、こういう条例をつくるなら、ひとつ遊具のこともなければならなかったのではないかと思うのですが、そう思いませんでしたか。

○**渡邊都市計画課総括課長** 確かに技術基準でございますので、遊具は公園の場合は設置されるということが当然のこととして考えられます。ちょっと手元に詳細な基準に照らしたものが今ございませんので、その辺を我々のほうで再度調査しまして、後で資料提供させていただきますと思います。

○**小野寺好委員** 積雪寒冷地における特別な定めや法令はあるのでしょうか。

○**渡邊都市計画課総括課長** 積雪寒冷地に特化した定めということでございますけれども、大きな基準の考え方としては当然入ってくるものだと考えておりますが、詳細なところまでこの条例で規定しているものではございませんので、その辺は当然岩手県の場合はそういったことに配慮することが必要になってまいりますので、個別具体の計画の中で、維持管理も含めてそれは配慮されるべきものだと考えております。

○**小野寺好委員** 具体的には、トイレなのですけども、盛岡市内の都市公園などを見ると、冬場は使わせないという前提で、初めから鍵がかかっているのです。その辺の雪かきも全然しないで、冬場は使わないという前提で物を考えているようなのですが、新たにこういった今出てきているものについてどういうふうを考えているのかなということをお聞きしたかったのですけれども。

○渡邊都市計画課総括課長 具体的に申し上げますと、御所湖広域公園にもトイレはございますが、冬場は確かに閉鎖しているという状況でございます。その理由としては、御承知のとおり、冬場の利用者が極端に減るということもございますし、そのための維持管理に要する経費がかなりかさんでしまうということで、一旦閉鎖させていただいているという状況でございます。その辺につきましては、地元の方々とか、それから公園利用者のアンケート等を定期的にとったりしてございますので、その辺も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第46号流域下水道条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤下水環境課総括課長 議案第46号流域下水道条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の491ページから493ページまででございます。便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきますので、資料の13ページをごらん願います。

まず、一つ目の制定の趣旨でございますが、いわゆる地域主権改革一括法の施行によりまして、流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する事項で、条例に委任されたものについて定めようとするものであります。

なお、条例の制定に当たりましては、現行の流域下水道の設置のみを定めた流域下水道設置条例に今回条例委任にされました流域下水道の構造の基準等を加えた形をとりますので、流域下水道設置条例を全部改正しまして、流域下水道条例とするものであります。

次に、二つ目、条例案の内容でございますが、（1）は趣旨について定めるものでございます。（2）は、流域下水道の設置について定めるものでございますが、内容は既に県条例で制定しております流域下水道設置条例第1条と同じ内容となっております。（3）は、流域下水道の構造の基準、下水を適正に流すための基準でございますが、これについて定めるものでございます。内容は排水施設及び処理施設の強度、耐水性、腐食防止、地震に対する措置などに関する基準を定めているものでございます。（4）は、流域下水道の終末処理場の維持管理、汚水をきれいにして河川に流すための終末処理場の維持管理について定

めるものでございますが、汚泥の処理、施設の機能維持、臭気の発散防止等に関する事項を定めているものでございます。(5)は、補則について定めるものでございます。

なお、法例で定める場合、政令で定める基準を参酌して定めるとされておりますが、政令で定められている内容は、工事の施行や災害時に対する組織について、柔軟な対応が可能であること、また汚水の適正な処理と生活環境保全のための必要な措置基準となっていることなどの理由から、いずれも政令で定める基準どおりの内容とするものであります。

最後に、三つ目の施行期日等についてでございますが、公布の日からとしております。

以上で流域下水道条例の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第47号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**勝又住宅課長** 県営住宅等条例の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。

初めに、提案の趣旨について御説明いたします。地域主権改革一括法の施行により、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅の整備基準及び入居収入基準を定めようとするものであります。また、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、被災者等の公営住宅への入居要件が緩和されることとなったことから、県営住宅等条例を改正するものであります。

次に、条例案の内容についてですが、県営住宅等の整備基準として、住宅の遮音や床面積等の基準について定めるものです。なお、整備基準の内容は国土交通省令、公営住宅等整備基準に準じた内容となっております。

次に、入居者資格について定めること及び入居者資格の入居収入基準について定めるものです。入居資格を認める対象に、東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法第20条に規定する居住制限者を加えるものです。

また、入居収入基準として一般低額所得者について国が示した参酌基準により、月収15

万8,000円とするものです。高齢者、障がい者等については、従来の基準である月収21万4,000円とするものです。

次に、施行期日については、整備基準について定めること、入居者資格を定めることについては、公布の日から施行となります。入居収入基準について定めることについては、平成25年4月1日から施行となります。

また、条例の施行日時点で既に県営住宅等の整備を行っている場合は、改正前の公営住宅等整備基準の規定を適用することとしております。

以上で県営住宅等条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**嵯峨老朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**小野共委員** 質問いたします。入居者資格についてであります。県営住宅等条例の一部を改正する条例の第5条なのですが、入居資格を認める対象に東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する被災者を県営住宅の入居条件に加えるということですが、公営住宅法の改正と一緒に、公営住宅法の条文を見たのですが、被災者の定義がちょっと曖昧だったので、公営住宅に入れる被災者の定義——どんな人たちなのかを具体的に聞かせていただきたいと思います。

○**勝又住宅課長** 被災者につきましては、具体的には住宅の全壊、大規模半壊、半壊をして解体を余儀なくされた者ということになっています。

○**小野共委員** 今の質問の趣旨ですけれども、住民の人たちから結構言われる話がありまして、アパートのオーナーが津波でうちを流されたと——アパートというか、貸し家なのですが、その貸し家の住人は被災しなかったと、内陸部というか、津波の浸水区域外に貸し家があって、その貸し家に住んでいた人がいて、アパートのオーナーが自分のうちを流されて、そのオーナーが貸し家に戻りたいから賃借人に対して出てくれないかという話がありました。そうすると、賃借人が出てくれと言われてましてアパートを出るのです。出たのですが、浸水区域外にいたものですから、自分は被災していないわけです。行くところがないので、市なり町なりとかけ合って仮設住宅に入れてくれという話で、あの混乱期でありましたので仮設住宅に入りましたと。当然その人たちは罹災証明がないのです。住宅が全壊も半壊も大規模半壊もしていない状態の人たちが結構いまして、果たして自分たちはその公営住宅ができたときに入れるのだろうかという話になっているのです。

調べてみたのですが、実際に被災者は入れますというのはどこに行ってもそうなのですが、被災者というのは何をもちて被災者というのだろうかという話なのです。これはとても不安に思っている人たちが多くいまして、できるだけ早く基準をパンフレットなりで公開すべきなのではないかとずっと感じておりました。

個別のケースの話で恐縮なのですが、一応そのケースが結構あるものですから、果たしてこういった場合はどうなのかということと、パンフレットなりで公表する、入居

基準を早急に公開すべきだと思います。例えば早いところで来年の6月ぐらいから入居が始まるわけですから、その辺の今の時点での方針を聞かせてください。

○**勝又住宅課長** まず、入居の条件ですけれども、先ほども申しあげましたとおり、半壊で解体を余儀なくされた者までが被災者として入居の対象ですので、事実としまして、罹災証明書を持っていない、または一部損壊であると災害公営住宅には入居できないということになります。先ほどの賃貸住宅の入居の方につきましても、制度上の話をしますと、災害公営住宅には入居ができないということになります。ですので、その点については、オーナーに対して同情する点はあるのですけれども、そこは退居をしてはいけなくて、オーナーが本来は災害公営住宅に入るという選択肢をとらなければいけなかったということかと思えます。

それから、もう一つ、その条件について早く公開するべきではないかということですが、これについては決して隠しているわけではなくて、そういった運用であるということは個別に回答はしていたところですが、確かに今応急仮設住宅に入っている方への周知活動というものはやっておりませんでしたので、今後住宅再建相談会等を通じて、被災者の方に早目にその点を御理解いただくということには努めていきたいと思えます。

○**小野共委員** 制度上はそうなのでしょうけれども、具体的な話をしていけば、そういうわけにはいかないですね。オーナーが入るべきだったというのは、確かに筋とすればそうとも言えるのかもしれないですけれども、現状はこうなっているわけでありますので、災害公営住宅に入る人がオーナーなのか、賃借人なのかという違いだけになりますよね。何とかこれは柔軟に対応してもらわないと、こういうところが現場の意見が全然行政に反映されていないと言われる典型的なところになるのだらうと思えます。部長、お願いします。

○**若林県土整備部長** 今制度上はという話をして、心情は確かにわかります。ただ、きっと全国的な経緯からして、例えば西日本なんかでは絶対借家人は動きませぬでしょう。そういうことだと思います。ですから、そこはきちんとしなければいけないところはさておいて、制度上はそうなのです。ですから、なかなか対応できない状況であると思えます。ただ、そういうことがあるので、災害公営住宅、それから県営住宅もありますので、例えばどこか埋まらないというところについては、募集して、あきがあるといった場合には、そういう部分を優先的にどうするか、そこは市町村といろいろ協議すべき話があるかなと思えます。県として、では受け入れますとなかなか言えない。はっきり言います、言えません。既に釜石市はそういう部分も考慮に入れているようで、それは私も知っていますけれども、それを大きく公表するのはなかなか難しいのではないかなというのが私の感覚であります。そこは行政として住民の皆さん、市町村と相談しながら進めていくということになるかと思えます。

○**嵯峨孝朗委員長** ほかに質疑はございませぬでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第51号和解の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**勝又住宅課長** 議案第51号和解の申立てに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案は議案（その2）の506ページから507ページでございます。また、お手元に配付しております資料の15ページ、16ページをごらんください。

起訴前の和解については、県営住宅の家賃を長期に滞納している者、そのうち滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとする法的措置であります。

県といたしましては、これまで家賃滞納者に対し、繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の防止、解消に努めてまいりましたが、改善が図られず、家賃滞納が常態化している滞納者につきまして、法的措置を実施することとしたものです。このことから、今回起訴前の和解の申立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案（その2）の506ページをお開き願います。議案第51号和解の申立てに関し議決を求めることについて、これは分割納入の意思がある者と県とが簡易裁判所へ出頭し、起訴前の和解をしようとするものであります。和解により入居者である相手方から計画的な滞納家賃等の納入が約束されるため、県としては相手方の継続入居を承認することとなりますが、仮に相手方が約束した支払いを怠ったときは、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものであります。

和解の申立人及び申し立ての相手方についてでございますが、申立人が岩手県、申し立ての相手方は県営アパート入居者11名であります。なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、平成24年9月6日時点で、少ない者で21万円余、多い者で49万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。ありがとうございます。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第57号主要地方道紫波江繫線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○細川道路環境課総括課長 主要地方道紫波江繫線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願について御説明させていただきます。

お手元に配付しておりますA3判のカラーの説明書をごらん願います。最初に、当路線の概要でございますが、主要地方道紫波江繫線は紫波町日詰を起点とし、早池峰山の小田越を經由し、宮古市江繫に至る全長58.3キロメートルの路線であります。昭和34年3月31日に県道に認定し、昭和57年4月1日には主要な都道府県道、主要地方道として国土交通大臣の指定を受けている路線であります。本路線の整備状況は、平成22年4月1日現在で改良率が53.1%、舗装率が58.2%、簡易な舗装を含めた場合の舗装率は100%というふうになっております。

次に、沿線の状況と交通規制の状況であります。本路線は早池峰国立公園のうち、図面の紫色の区間ですが、その中を約7.5キロメートルにわたって通過しております。そのうち、請願において車両の通行を禁止し遊歩道として位置づけをしていただきたいとされる特別天然記念物の区間の県道延長——図面で申しますと赤い点線の位置でございますが、約2.3キロメートルとなっております。

また、夏のシーズンには登山客などが集中することから、排気ガス削減、路肩駐車による植物の踏みつけ等を防止するため、道路周辺の環境保全や交通混雑解消を目的として、図面のとおり、約16キロメートル区間で交通規制を行い、シャトルバスを運行しているところあります。なお、シャトルバスの運行区間とはほぼ同じ区間について、冬期間は積雪のため、11月下旬から5月下旬ころまで全面通行どめとなっております。

続きまして、資料の2ページをお開き願います。早池峰地域の保護規制並びに保護・保全対策の推移等についてでございます。表の上段のところ、各保護規制の指定等を記載しており、早池峰国立公園は昭和57年6月に指定が行われております。特別天然記念物の

指定については、平成2年12月に追加指定があり、この際に県道を含む薬師岳・小田越地域、約1,200ヘクタールが追加指定されております。

表の下段の備考の欄の平成9年度のところをごらんください。平成9年7月20日に路上駐車により路線バスが登山口に到着できなくなる事態が発生しております。こうしたことから、表の中段にあるように、平成10年度には早池峰登山車両適正化検討会が設置され、夏季のシャトルバスの運行がスタートしたところであります。

また、平成12年度には環境生活部において、早池峰地域における保全対策の基礎資料とするため、早池峰地域自然環境調査を実施しており、この報告書の中では現在の県道そのものが自然環境に及ぼす影響について直接触れたものはありませんが、道路に沿って人里に見られる植物や帰化植物などが確認されたとの記載がございます。さらに、今後の対策として、マイカー規制の継続、盗採を防ぐための監視体制の強化、登山マナーの徹底などをまとめておるところであります。

こうしたことを踏まえ、平成14年3月には、早池峰地域の豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、行政と民間機関が連携し、自然環境の保護と適正利用を目的とした保全対策事業を推進することを目的に、早池峰地域保全対策事業推進協議会が設置され、各種対策が行われているところであります。なお、平成22年に当該県道のあり方について、関係する花巻市、遠野市、宮古市からの意見聴取の結果、適正に維持管理しながら現状の利用を継続するという県の考え方に賛同する旨の回答をいただいているところであります。

以上で参考説明を終わらせていただきます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。本請願に対し、質疑、御意見はございませんでしょうか。

○**柳村岩見委員** ただいまの説明の中では、遊歩道設置に対する当局の所感がありません。時系列的に今までの経過を述べて、現在こういう状況にあるという説明であると思います。この請願は遊歩道を設置すると言っておりますが、それに対する当局の所見を伺います。

○**細川道路環境課総括課長** 県の考え方でございますが、車両の通行を禁止することについては、関係市から、適正な道路周辺の環境保全や配慮のもと、継続した利用を望むとの意見もございますことから、早池峰国定公園の保護、保全対策のあり方などについて、幅広く検討を重ねた上で総合的に判断するべきものと思われまふ。現時点では、現在の道路を適正に維持管理しながら利用していくことが妥当であると考えております。

○**及川幸子委員** 現在の道路を維持管理するということですが、やっぱり維持管理できなくなっているんで、こういう自然破壊が起こっていると思います。請願の内容を見させていただきましたが、やっぱり自然というのは絶対に守っていかなければならないと思っております。自然、植物が破壊されていくということ。遊歩道をつくるということについて、実際、そのぐらいのことはできるのではないですか。

○**若林県土整備部長** 今ある県道を遊歩道にしようということです。この間も議論になりましたが、我々はその間を結ぶ道路として必要であらうと思ひますし、当該の市町村も道

路機能としてきちんと適正に管理してほしいという意見であるということも踏まえ、今までも協議会を含めて、あるルールの中でやってきたわけであり、つまりその中でそれでも足りないという請願の趣旨かなと私は思います。そうすると、我々の判断では、これはないのではないかと、道路管理者がする判断ではないと私は思っております。以上でございます。

○及川幸子委員 そうすると、部長、どなたが判断すればいいのでしょうか。

○嵯峨耆朗委員長 どなたが判断するべきかということについて所見はありますか。

○若林県土整備部長 資料の2ページ目にもございますが、早池峰地域保全対策事業推進協議会が設置されて、これまでやってきたわけであり、なおかつ、実は登山者の入り込み客は一時期よりも大分減っている状況であります。そういう状況にあって、今の県道を要は車道からある区間を遊歩道にするということでもありますので、この中で早池峰の国定公園の保護、保全のあり方、なおかつ特定植物についてどうあればいいかという議論がなされない限り、我々として判断しようがないと思います。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

○小野寺好委員 ほかの委員会も一緒になっているのですか。ここだけですか。

○嵯峨耆朗委員長 ここだけです。それもいかがかと思っているのだけれども。

質疑、内容についてはございませんでしょうか。

○佐々木順一委員 内容よりも進め方の問題だね。

○嵯峨耆朗委員長 取り扱いについてお話ししたいと思います。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○嵯峨耆朗委員長 再開します。

取り扱いを決めたいと思いますが、本請願の取り扱いはいかがしたらよろしいでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 継続審査との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 それでは、御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

この際、県土整備部から、いわて花巻空港の平成23年度収支（試算）の公表について発

言を求められておりますので、これを許します。

○木嶋空港課総括課長 いわて花巻空港における平成23年度キャッシュフローベースの収支を公表しましたので御報告します。

これは、花巻空港利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港運営に関する情報の開示、提供等透明性の確保を目的としたものであります。

資料ナンバー1のページをごらんください。平成23年7月に国が平成21年度空港別収支を公表しております。資料左側の表をごらんください。こちらは国が管理する25空港でございますが、空港整備及び維持運営に係る経費を計上した試算パターンで、赤字になる空港が全体の76%となっております。資料右側をごらんください。こちら、維持運営に係る費用を計上した試算パターンで、赤字となる空港が約半数の48%という状況であります。こうした国の公表等を受けまして、岩手県でも県が管理するいわて花巻空港の収支を平成20年度分から順次作成、公表しているものであります。

このいわて花巻空港の収支を作成するに当たっては、岩手県一般会計歳入歳出決算に基づいたキャッシュフローベースの収支及び決算、財産台帳などをもとにしました企業会計の考え方を取り入れた収支の二つを作成しております。今回は平成23年度のキャッシュフローベースの収支を作成いたしました。なお、企業会計の考え方を取り入れた収支につきましては、今年度中を目途に作成、公表する予定です。キャッシュフローベースの収支は、県の一般会計決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支を把握したものです。

資産結果の概要について御説明いたします。資料ナンバー2をごらんください。まず、資料左側の空港の整備及び維持運営に係る全ての収支を計上したパターン①をごらんください。表の下段、実質収支額について、平成22年度は18億8,500万円の赤字額に対し、平成23年度は16億5,600万円の赤字額となり、空港の整備を含めた全ての収支における赤字額は、平成22年度から2億2,900万円減少となりました。

パターン①の平成23年度の実質収支額の赤字額でございますが、17億900万円となっております。平成22年度から1億7,600万円の減少となりました。

続きまして、パターン②をごらんください。表の下段の実質収支額につきまして、平成22年度は5億1,200万円の赤字額に対し、平成23年度は4億9,300万円の赤字額となり、維持運営分のみの収支における赤字額は、平成22年度から1,900万円減少となりました。

平成23年度の収支における歳入面の特徴としては、空港整備に係る事業がおおむね完了したことに伴い、借入金——県債の発行でございますが、それや国庫補助金が大幅に減少したことに加えまして、国際チャーター便の減少による着陸料等収入の減少が挙げられます。一方、歳出面では、さきに述べたとおり、空港整備事業費が大きく減少したことに加え、借入金への償還額——こちら県債の償還でございますが、それが減少したものと、GSP車両など地上業務の支援車両の購入等によりまして、維持運営に係る経費が微増となりました。

赤字額が減少した主な要因としましては、昨年度、東日本大震災の影響により、物品の納入や整備事業が平成22年度内に完了することが不可能であったため、翌年度へ繰り越すべき財源が大幅に増加しましたが、その額が減少したことによるものです。なお、平成24年度の見通しでございますが、日本航空の福岡線の開通、フジドリームエアラインズの名古屋線の増便、また台湾からのプログラムチャーターの再開によりまして、歳入という面では改善される見込みでございますが、今後は平行誘導路や国際線施設などハード面の受け入れ態勢が整ってきたことを海外航空会社等にPRするなど、国際チャーター便の誘致拡大など利用促進に努めるとともに、維持運営のさらなる効率化に努めてまいります。

以上でいわて花巻空港の平成23年度の収支について説明を終わります。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、ほかに何かございませんでしょうか。

○**小野寺好委員** 去年の4月に予定外の離発着が随分あったかと思うのですけれども、あれは収入に結びついたのでですか。

○**木嶋空港課総括課長** 昨年4月の分でございますが、震災の救援機ということに関しては財源には入っておりませんが、臨時便ということであれば、日本航空も運賃を取って運航したわけでございますので収入には入っております。

○**小野寺好委員** こっちの会計にはそれほどプラスにはならなかったということですか。

○**木嶋空港課総括課長** 平成23年度、震災後の約半月の期間ということかと存じておりますが、やはり増便されたといっても、全体から見ると微々たるものでございますので、それほど財源の増には至っていないというところでございます。

○**嵯峨耆朗委員長** 昼食の時間にかかりますが、引き続き審査を継続したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木朋和委員** この際、発言させていただきます。3点ありますので短くやりたいと思います。

住居でない震災被害の建物の撤去について、きのうの本会議の議論でも、内陸部については、商店等々の再開に向けての補助がないということで、住居でない建物で現在復旧もできずにそのままになっている建物、また撤去もできずにいる建物が内陸でもあります。その中で、全壊、大規模半壊であれば、瓦れき撤去として国の補助になるわけですが、そういう大きいものについては、津波被害でない限り、地震だけではそのぐらいまでならず、半壊とか一部損壊ながら使えないという状態にあります。その中で、景観としても、震災より1年半たってどうかということがありますし、それ以上にアスベストなどの環境問題についても心配な面が周りの住民の皆さんから出ております。その点について、県ではこのような建物について、沿岸も含めて全県でどのように数値を把握しているのか。また、県としては、このようなものに対してどのように対応していくのかお聞かせいただきたいと思っております。

○及川企画課長 昨年の東日本大震災により全壊または半壊した家屋数、10月3日現在で、沿岸部が2万2,764棟、内陸部で1,472棟を数えております。これらの家屋、それから家屋以外の事業所、商店も含めての解体撤去につきましては、アスベスト飛散対策等も含め、市町村が環境保全上必要と認めたものにつきましては、市町村が事業主体となります例の環境省の補助事業が適用になります。ちなみに、昨年度の実績では、沿岸12市町村のほか内陸部の5市町、具体的には一関市、奥州市、花巻市、遠野市、住田町がこの補助制度を活用していると伺っております。

なお、事業主体が市町村であること、それから解体撤去については建物所有者の同意が必要であること、国の補助は解体撤去の実績に対して行われるという性格上、県では今全体像でどれくらいあるかということ把握できていない状況です。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。そういう中で、実際に、なかなか手つかずで残っている建物があるわけですが、その点について、制度の運用上、何か問題はあるのかどうか伺います。

○若林県土整備部長 建物が残っていて、それが危険で、例えば道路に面していると、道路の通行に危険が生じるということになれば、道路管理者として建物管理者と相談しながら、何も無いときには代執行をかけるかという部分はありますが、それが何らかの公物管理に何も影響がなければ、それは私有財産としていたし方がないと今の段階では思います。

○佐々木朋和委員 わかりました。ありがとうございます。

では、次の点なのですけれども、今復興資材の関係で生コンの不足ということで、いろいろと沿岸にもプラントをつくったりということで対応されているわけですが、県内の能力を集結するという意味で、国でも内陸の生コンのプレキャスト化について話になっているわけですが。国ではそのように奨励する話を聞くのですが、県のほうで具体化までどのようにしているのか、その現状と実用化に向けて何か課題があればお教えいただきたいと思っております。

○八重樫技術企画指導課長 生コン施工のプレキャスト化、今委員がおっしゃったとおり、国と県と関係団体が集まって、沿岸部では資材に関する連絡調整会議を開いておりまして、その席で国から県でもプレキャスト化の検討を行ってはどうかという意見はありました。それが報道されております。

国では、釜石の湾口防などでケーソンをプレキャスト——工場製作をして持ってきて、現地で組み立てるといような工事をしておりまして、そういったことも工夫できないかというようなシステムです。現状としては、海岸の防潮堤、これの被覆を通常生コンクリートで施工するものを、プレキャスト——工場製作をしたブロックで被覆するということを検討しております。それは、例えば内陸の工場から持ってきて、沿岸部の生コンの需給を緩和させるというような効果が出てくると思っております。課題としては、内陸部のそれぞれのプレキャストの工場の能力が大丈夫かどうかということはあると思いますので、早目に使用する

る時期ですとか総量といった情報を取りまとめて、関係する協会や団体のほうに提供してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今そのような話で、沿岸の地域で資材の関係者も集めてとありましたが、やはり内陸からも応援をいただいて、プレキャストということであれば、内陸も含めた業界の皆さん、また正規も非正規も含めて話し合いをしながら、話し合いの中で信頼関係をつくりながらそういう方向に持っていけるようだと思いますのですが、その点についてどうでしょうか。

○八重樫技術企画指導課長 今委員がおっしゃったように、プレキャスト——二次製品という言い方もありますが、そういった工場の会社の方々が組織を結成しておりまして、ただ県には二つの主体的な組織がありまして、それぞれ県のほうに情報交換というような働きかけを受けておりまして、その都度我々が行って現段階での情報を提供して、意見交換をしているという状況にあります。まず、どちらとはいうことなしに、広くこういった意見交換を持ちかけられた場合には逐次応じながら、対応してまいりたいと考えてございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ぜひ県内の能力をフル活用できるようによろしくお願いいたしますと思います。

最後に、まちば再生事業について伺いたいと思います。今県内で被災したところは事業がとまっておりますが、4カ所でまちば再生支援事業ということでまちばの商店街の活性化のためにハード面を整備していくという事業をしていただいております。これの事業範囲というか、まちばの商店街の再生には、その商店街だけの整備ではなくて、例えばそこにお客さんが来やすいように、または通りを通りやすいように十字路の改善であるとか、商店街の駐車場の整備とか、また電柱の地中化などということも考えられるわけですが、その点について、効果促進の事業まで含めた事業であるのかどうか、その範囲についてまずお伺いをしたいと思います。

○細川道路環境課総括課長 まちば再生事業でございますが、このまちば再生の計画を策定するに当たりましては、地元の商店街の方々、地域自治会等の代表の方、市町村の代表の方、そういった方々と一つのまちづくり協議会みたいなものを設けて、全体的な構想を立案しているところであります。その協議会等の中で、地元の方、商店街の方、道路管理者、それぞれがやるべきことを分担して、この整備を一緒に進めていこうということで進めております。

道路管理者ができるという面は、今やっています4カ所、大体どこも同じなのですが、段差があって歩きづらいとか、それから舗装が傷んでいるとか、当然道路も狭いというのものもあるわけですが、そういったことの中で今やれること、段差の解消、それからそういった路面、場合によっては交差点の改良というのも一つのメニューとして上がってくるかと思っております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。そういう中で、商店街の共通のところとし

て、やはり来ていただいて、駐車場とか、町並み、小さなところだけではなく、ひとつ大きな期待を持って地元の皆さんも協議会で発言をしているようですので、ぜひその点まで含めた改良ということも、効果促進事業として広く考えながらやっていただきたいと思います。

もう一点、ソフト面について、ソフト面のにぎわいを出すとか、そこでお祭りをするというところまで含めたそういうことをやるためのこの事業だと思いますので、そういう方向で、地元と進めながらであるのですが、例えば交通規制とか、歩行者天国をかけたというときに、従来どおりの形でなかなか通らない、もしくは厳しくなっているというところで、では何のためのまちば再生なのだという声も上がっているようです。県土整備部としても、そちらの方面への働きかけにも御尽力をいただきたいと思いますので、その点を聞いて終わりにしたいと思います。

○細川道路環境課総括課長 今回の道路のまちば再生でございますが、こういったハード面の取り組みに当たりまして、それぞれの商店街が抱えている問題の解決に少しでも支援したいということから進めているところであります。具体的には、道路の範囲内でしか私どもは手は出せないわけですが、その中で、先ほど申し上げました協議会の中で、例えば車線を少し狭くして歩道を広げるとか、そういったことも例えば千厩地区では計画をし、ただ残念ですが、警察等との調整の中で実現にまだ至っていないということでございます。そういったいわば道路の使い方に関しましては、地元の商店街、警察、我々道路管理者で、みんなで、どういうふうなことができるかということを引き続き検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○柳村岩見委員 今定例会に議案提出されている請負契約案件は、農林水産部ということで、こちらのほうの県土整備部の案件はございませんが、建設業界、建設産業を振興するという立場の振興課を持っておられる課が、入札において、件数に対しての確率も高く、1者しか応札をしていないという状況について、どのように感じておられますか。

○吉田建設技術振興課総括課長 1者入札が多かったということについては、議会の皆様の競争性の確保ですとかそういったものについての御心配があるというお話は承っております。我々としても若干気になっているところではございますが、実は現時点で被災3県を見ますと、入札不調の率が本県の場合はまだ10%程度で、他県においては既に30%、40%となっています。そうした中で、応札者があるというのは、まだいいと考えるべき状況に既に来ているのではないかと思います。

我々としましては、議会の皆さんにお諮りする案件以外にも、小さなものがいっぱいあります。そういったものを遅滞なく県内の業界の皆様を受けていただくためには、どのように発注していくか、いろんな工夫をしてまいりたいと。例えて申しますと、ことしの10月ころにもやったのですけれども、例えば300万円、400万円の余り利益の上がない工事については、2,000万円程度までまとめて、我々は合札、1札、2札のものを集めて利益が出るようにして発注するですとか、あるいはそうした合札したものについては、従来より

余分に工期をとるですとか、あるいは積算上も不利にならないように積算体系を改めるですとか、さらには一旦通っても資材が高騰して損が出るといったようなことについては、後から契約変更するとか、あらゆる手を打って、仕事を受けていただくという手だてをこれまでもしておりますし、今後もしてまいります。さらには、従来余りなかったような手法での発注もそろそろ考えていかなければならないという時期になっていると思いますので、県下の建設業の皆様には、存分に力を発揮していただけるような発注をしていきたいと考えております。

○柳村岩見委員 最後ですが、お願いなわけですが、昨日も本会議でこの件について質疑がありまして、総務部長が答えております。それはそれなのですが、前にも私が申し上げているとおり、恐らく入札における諸手続は、大部分がそれぞれの事業を所管する部局でつくられて、発注者として入札行動を起こす、そこまでのものができ上がっている、ただ入札行為をしているだけの総務部であります。そこに社会の変化、社会現象における建設業と、あるいは入札に影を落とすということについて、歴史的に肌身に感じながら歴史を継承するという、今はそういう状況があって、阪神・淡路大震災復興後に多くの建設業者が倒産したというその同じ轍を踏まないところまで、今考えるわけではないけれども、蓄積された情報を五感で感ずることによって、蓄積の結果としてそういう対策ができると思います。ですから、今総務部がそういう答弁をする。それはそれとして、やはり建設産業、建設業界を振興するというその担当課は、五感をもって社会の変化、それに対する入札の結果、状況というものをずっと歴史的に積み上げていった結果として、東日本大震災津波の大被害からの復興を遂げて、その後でも岩手県の建設業が健全であったということにつなげなければならぬので、そういうことをお願いしておきたいと思えます。答弁は要りません。

○渡邊都市計画課総括課長 先ほどの及川委員から御質問いただいた公園遊具の安全対策についてでございますが、条例に規定がないということでございます。これは国の参酌基準にも含まれておりませんので、そういった扱いになっております。ただ、安全対策につきましても、国のほうで既に以前から、都市公園における遊具の安全確保に関する指針と、遊具の安全に関する基準というものが示されておまして、最近では平成20年8月ですが、事故が多発しているということで、この大幅な見直しを行っております。県といたしましても、これに基づきまして、定期的に点検を行いながら重大事故につながることのないように、撤去も含めて更新等に取り組んでいるところでございます。国のほうもそれに対する支援制度も創設していただいておりますので、そういったものを有効に活用していきたいと考えております。以上です。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてであ

りますが、お手元に配付いたしております平成24年度県土整備委員会調査計画（案）のとおりに実施することとし、調査の詳細については、当職と副委員長に御一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨孝朗委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変どうもありがとうございました。